

令和6年度被災地の復興支援に向けた魅力発信事業 仕様書

1 業務の名称

令和6年度被災地の復興支援に向けた魅力発信事業

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 業務の目的

東日本大震災から13年が経過し、震災の記憶の風化が懸念されている。最大の被災県である宮城県として、記憶の風化防止及び震災の教訓の伝承は責務であることから、国内外に向け正確かつ最新の情報を継続して発信していくとともに、幅広い層に復興や伝承について関心を持っていただき、被災地へ足を運ぶ人の裾野を広げるため、様々な媒体による情報発信事業を行うもの。

4 委託業務の内容

本業務を受託した事業者（以下、「受注者」という。）は、次の事項に留意の上、企画・構成案の作成、取材、撮影、データの加工、原稿作成、編集、デザイン、印刷、製本、電子データの作成、発送までの一切の業務を行うこと。内容は受注者から提案された企画内容を踏まえつつ、宮城県（以下「発注者」という。）と緊密かつ十分に協議し決定する。

(1) 運営体制の構築及び計画の策定

受注者は、事業受託決定後、委託者と協議の上速やかに運営計画書を作成するとともに業務に当たっては、業務全体の責任者、各業務の担当者を定め、運営体制を構築し、発注者に報告すること。

(2) 広報紙の発行

イ 仕様

(イ) 発行回数 年4回 8月、10月、1月、3月（予定）

(ロ) 発行日 各月11日

(ハ) 部数 18,000部（1回当たり）

(ニ) 規格 A4判タテ型縦書き 両面カラー印刷 16ページ

(ホ) 製本 上質紙135kgベース 中綴じ

(ヘ) 校正 2回以上

ロ 発送

受注者は添え状（A4判1枚）を作成し、広報紙に同封の上、発送すること。

なお、送付先及び送付部数の詳細については発注者と協議の上、決定することとする（想定する送付先・約250カ所）。また、取材協力者に対しても必要部数を送付すること。

ハ 内容

(イ)記事の内容や掲載写真、デザイン等は発注者と十分協議して決定するものとし、

急な修正や協議による変更についても速やかに対応すること。

(ロ) 校正は発注者、受注者双方の合意が得られるまで実施すること。

(二) 本事業で予定する記事作成者及びカメラマンの類似実績を企画提案書に記載すること。

(3) ポスターの制作

イ デザイン及び内容

(2) の広報紙と連動した内容のポスターを制作する。内容は広報紙の記事を踏まえ発注者と協議して決定する。

ロ 仕様

(イ) 種類 4種類

(ロ) 規格等 以下1種類当たり

B1判 500枚

B2判 2,500枚

B3判 2,000枚

(二) 印刷 カラーオフセット印刷 コート紙135kg程度

ハ 発送

受注者は、添書(A4判1枚)を作成し、ポスターに同封の上、発送すること。

発

送先は、県内外約2,600箇所、送付部数等の詳細については別紙を参考とし、発注者と協議の上決定する。

(4) パネルの制作

発注者が提供するデータを基にしたパネルを制作する。内容は、広報紙等の取材を基に発注者が提供する資料も加え新たに構成するものとし、文章、デザイン等は発注者と協議して決定する。

イ 規格等 A1判 10枚2セット アルミフレーム入り

ロ 印刷 フルカラー

(5) 独自提案

本事業に有効と思われる企画提案をすること。独自提案のために新たにかかる費用については、委託金額に含めること。

5 成果物の納入先及び納期

本業務における成果物の納入先及び納期は以下の通りとする。

(1) 広報紙

イ 印刷物

(イ) 納入方法 100部毎結束の上、段ボール梱包

(ロ) 納入先 宮城県復興・危機管理部復興支援・伝承課ほか250箇所

ロ 電子データ

(イ) データ形式 PDF及びAdobe Illustrator(全文及び各章毎の分割データ)

(ロ) 納入形態 CD-ROM又はDVD-ROM等電子媒体

(ハ) 数量 1部

(二) 納入先 宮城県復興・危機管理部復興支援・伝承課

- ハ 納入期限 各発行日の3営業日前まで
- (2) ポスター
 - イ 印刷物
 - 納入方法はA4サイズ以下に折ったものと折らずに納品するもの両方とし、各数量、送付先、送付数量は別表の通りとする。
 - ロ 電子データ
 - (イ) データ形式 PDF及びAdobe Illustrator
 - (ロ) 納入形態 CD-ROM又はDVD-ROM等電子媒体
 - (ハ) 数量 1部
 - (ニ) 納入先 宮城県復興・危機管理部復興支援・伝承課
- ハ 納入期限 令和7年2月14日まで
- (3) パネル
 - イ 印刷物
 - (イ) 納入形態 1セット毎に段ボール等、数回の発送に耐えうる梱包形態で納入
 - (ロ) 数量 2セット
 - ロ 電子データ
 - (イ) データ形式 PDF及びAdobe Illustrator
 - (ロ) 納入形態 CD-ROM又はDVD-ROM等電子媒体
 - (ハ) 数量 1部
 - (ニ) 納入先 宮城県復興・危機管理部復興支援・伝承課
- ハ 納入期限 令和7年2月14日まで
- (4) 業務完了報告書
 - イ 納入先 宮城県復興・危機管理部復興支援・伝承課
 - ロ 数量 紙媒体及びCD-ROM又はDVD-ROM等電子媒体各1部
 - ハ 提出期限 令和7年3月21日まで

6 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 受注者は、本成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を全て発注者に譲渡し、自己の有する著作者人格権は行使しない。
- (2) 制作物の作成や事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受注者が行うこと。
- (3) 第三者の著作物を利用して作成する場合は、第三者の許諾を得ておくこととし、画像等の著作権・肖像権処理などに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し解決するものとする。
- (4) 第三者が権利を有している画像等の二次利用を含め、発注者の判断により、画像等を自由に利用でき、発注者が運営するウェブサイト等への掲載が可能となるよう適切な権利処理を受注者において行うこと。また、権利処理に当たって手続した書類（写し）を提出すること（様式は任意）。
- (5) 受注者は、業務により知り得た個人情報について、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏えいしてはならず、業務の一部を再委託する場合には、再委託先か

ら漏えい等が起きないように措置し、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。

7 その他

- (1) 作業に要する機材、消耗品等は受注者が準備すること。
- (2) 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、第三者に業務を再委託することはできない。
- (3) 本仕様に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。
- (4) 本業務の遂行に際しては、上記に定めるもののほか、環境配慮の観点から次の事項を遵守するものとする。
 - イ 照明を使用する場合には、適切な明るさ、不要場所の消灯等電気使用量の節減に努めること。
 - ロ 廃棄物が発生する場合、再生可能な資機材の使用等、廃棄物の発生抑制に努めること。
 - ハ 車両を使用する場合、交通ルールを守る、免許証の携帯を確認するなど安全運転を徹底すること。適切な大きさの車両を使用し、効率的な運行に努めること。駐停車中の不要なアイドリング停止等エコドライブを徹底すること。